

# フランスのデモにおける公の秩序保障法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏

## 目次

はじめに

- I フランスにおけるデモ規制の現状
  - 1 デモの規制制度
  - 2 破壊行為・暴力行為の発生
- II デモ規制に関する新法制定の経緯
  - 1 フランス議会への法律案の提出と成立
  - 2 憲法院の合憲性審査と法律の制定・公布
- III 法律の概要
  - 1 構成
  - 2 主な内容

おわりに

翻訳：デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための 2019 年 4 月 10 日の法律第 2019-290 号

キーワード：デモ規制、ブラック・ブロック、手荷物検査、車両検査、追跡者データベース、裁判所監督

## 要 旨

2019年4月10日、デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための法律第2019-290号が制定された。同法は、デモの際に発生する破壊行為・暴力行為を未然に防ぐ措置を講じること、及び事後的に制裁を加える措置を講じることが目的とするものである。全4節10か条から成り、そのうち第3条は、憲法院によって違憲とされ削除された。

同法の内容は、①デモの届出手続の簡素化、②警察による手荷物検査と車両検査の実施、③追跡者データベースへの登載者の拡充、④顔を隠しデモに参加することの禁止、⑤公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰（補充刑）の新設、⑥裁判所監督を受ける者の行動制限措置の追加、⑦刑事訴訟手続の迅速化、⑧国による民事上の責任追及に関する規定の整備である。

## はじめに

デモ<sup>(1)</sup>は、各国において、政治的、経済的及び社会的な意見を表明する機会として広く認められている。フランスにおいても、既に19世紀<sup>(2)</sup>からデモを通じた意見表明が広く行われてきており、社会に深く根付き、頻繁に使用される表現方法となっていると指摘されている<sup>(3)</sup>。しかし、デモが、意見の表明の場という本来の在り方を超えて、破壊行為・暴力行為に発展することがあることも、各国で見られる現象である<sup>(4)</sup>。

近年、フランスでは、デモにおいて破壊行為・暴力行為が頻発し、その様子がニュース、新聞などで取り上げられ、社会的な関心が高まっていた。2018年5月1日（メーデー）のデモにおける破壊行為・暴力行為の発生を直接的なきっかけとし、フランス議会では、デモの際の破壊行為・暴力行為に対する規制を強化する法律を制定することになった。本稿は、この法律の制定経緯と概要を紹介する。

## I フランスにおけるデモ規制の現状

### 1 デモの規制制度

フランスにおけるデモの規制は、届出制を基本としている<sup>(5)</sup>。公道でデモを行う場合は、事前に、主催者の氏名・住所、デモの目的・開催場所、集合時間、行程を記した届出書を、原則

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年5月7日である。

(1) 本稿では、manifestation をデモと訳した。示威（運動）、マニフェスタシオンとの訳もある。公安（tranquillité publique）を乱さない限り、表現の自由（liberté d'expression）の下に保護される。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.356。

(2) 1848年から manifestation と呼ばれる行動類型が確認できるようになった、とされる。田中美里「フランスにおける「公序」とマニフェスタシオンの自由（1）」『一橋法学』18巻1号、2019.3、p.141。

(3) 同上、p.154。

(4) 例えば、「COP マドリードで 来月 チリ暴動で断念受け」『朝日新聞』2019.11.2、p.9；「サウジの大使館襲撃デモ隊有罪 イランの裁判所」『朝日新聞』2016.11.3、p.13；「緊縮反対」デモ暴徒化『朝日新聞』2015.7.16、夕刊、p.2。など。

として市町村の役所に提出する（国内安全法典<sup>(6)</sup>L.第 211-1 条、L.第 211-2 条<sup>(7)</sup>）。届出が市町村の役所等によって受理されたときには、受領証が交付される。無届け又は虚偽の届出でデモを行う者は、6 か月の拘禁刑及び 7,500 ユーロ<sup>(8)</sup>の罰金が科される（刑法典<sup>(9)</sup>L.第 431-9 条）。この届出を通じて、市町村・警察等の公的機関は、いつ頃にどのようなデモが開催されるかを把握することができ、特に治安上必要と考えられる対応（警察隊の配置等）について、あらかじめ準備することができる。また、公の秩序を侵害するおそれがある場合には、届出が行われたデモの開催を禁止する権限が、市町村長等に付与されている（国内安全法典 L.第 211-4 条）。ただし、デモの禁止を命じるためには、それ以外に公の秩序を維持する方法がないという要件が満たされなければならない。

他方、刑法典第 4 編第 3 章第 1 節第 3 款<sup>(10)</sup>では、①違法なデモと②デモ又は集会への違法な参加について規定しており、同款の第 431-10 条で、武器を携行してデモ又は公開集会<sup>(11)</sup>に参加することが禁止され、違反の場合は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金が科される。

## 2 破壊行為・暴力行為の発生

フランスでは、前述（I1）の方法でデモの規制が行われているものの、近年、デモの際に破壊行為・暴力行為が発生しており、それが社会問題になっている。具体的には、公共施設・商業施設・街頭広告・車両などが破壊され、あるいは放火が行われてきた。また、警察官への暴力行為もしばしば発生した。

破壊行為・暴力行為を起こしているのは、デモ参加者の一部であり、その中でも注目されているのは、「ブラック・ブロック（black bloc）」<sup>(12)</sup>と呼ばれる集団である。この集団は、黒い帽子・覆面と黒い衣服に身を包み、人物が特定できないようにし、破壊行為・暴力行為を行う。フランスにブラック・ブロックが初めて登場したのは、2000 年代初頭とされているが、2016 年の労働法改正<sup>(13)</sup>に反対し断続的に行われたデモ、2017 年と 2018 年のメーデーのデモにおけるブラック・ブロックの破壊行為・暴力行為は、大きく報道され注目を浴びた。

ブラック・ブロック以外にも、最近では、若年層がソーシャル・ネットワークを利用し連絡

(5) Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), "Organisation de manifestations, défilés ou rassemblements sur la voie publique," 2019.10.10. Ministère de l'Intérieur HP <<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/associations/organisation-manifestations-defiles-rassemblements-voie-publique>>

(6) Code de la sécurité intérieure. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000025503132>>

(7) パリ市の場合、届出時期が一般的ケースよりも早い、パリ警視庁が届出先であるなど、届出手続が若干異なっている。また、警察権限を国家警察が所管する地域では、県庁に届出を行う。

国家警察（Police nationale）は、警察組織のうち、内務省に属するもので、刑事事件、防諜・テロ対策、治安維持、国境警備等を所掌している。制服警察官による活動等の一般的な治安維持活動は、県庁所在地等の都市部に限って行っている。フランスの警察には、国家警察以外に、国家憲兵隊（Gendarmerie nationale）、市町村警察（police municipale）がある。岡部正勝「Ⅲ 諸外国の警察制度 1 フランスの警察制度」安藤忠夫ほか編『警察の進路—21 世紀の警察を考える—』東京法令出版, 2008, pp.496-498.

(8) 1 ユーロは 118.77 円（令和 2 年 5 月分報告省令レート）。

(9) Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719>>

(10) 前段落の「無届け又は虚偽の届出でデモを行うことの禁止」（刑法典 L.第 431-9 条）も、この款に置かれる。

(11) 公開集会（reunion publique）は、開催場所の公私にかかわらず、掲示や新聞等により参加希望者に呼び掛け、報知が行われるものをいう。これに対し、私的集会（reunion privée）とは、開催場所の公私にかかわらず、組織者の招請者のみが参加するものである。山口 前掲注(1), p.527.

(12) 黒い塊という意味。ブラック・ブロックは、フランスに限らず欧米各国で見られ、反ファシズム、無政府主義、反資本主義、反グローバリズムなどを訴えることが多い。

(13) 豊田透「【フランス】労働法の改正」『外国の立法』No.269-2, 2016.11, pp.10-11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10212556\\_po\\_02690205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10212556_po_02690205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)

を取り合ってデモに参加し、破壊行為・暴力行為を行うという事例が増えてきた。これらの若年層は、現在の社会制度・政治への不満を訴え、警官と小競り合いを起こしたり、銀行、商店等の破壊を行ったりしている。他方で、警察の追跡から逃れるため衣服の着替えを用意する、催涙ガスに対抗するためゴーグルやマスクを用意するなど周到な準備をしているという特徴も有している<sup>(14)</sup>。

## II デモ規制に関する新法制定の経緯

### 1 フランス議会への法律案の提出と成立

デモの参加者の一部が破壊行為・暴力行為を行うことに対しては、従来から、警察がその阻止のために取締りを行い、逮捕者も多数に上る。しかし、十分な取締りを行えている状況にはなく、デモの規制の強化に関する議論が活発化した<sup>(15)</sup>。2018年5月1日のメーデーのデモの時の破壊行為・暴力行為の発生<sup>(16)</sup>を直接的なきっかけとし、フランス議会の上院（元老院）の共和党（中道右派政党）所属議員を中心として、デモの際の破壊行為・暴力行為に対する規制を強化する法律案が起草された。この法律案は、2018年6月14日に議員提出法律案としてフランス議会の上院に提出された。提出者は、ブルーノ・ルタイヨ（Bruno Retailleau）氏ら94人の上院議員であった<sup>(17)</sup>。

この法律案は、暴徒対策法（loi anti-casseurs）とも呼ばれており、主としてブラック・ブロックなど一部の過激なデモ参加者への対策を内容とするものであった。この法律案に付された提案理由によると、立法趣旨として、おおよそ次のことが述べられている。

フランス人権宣言<sup>(18)</sup>第7条は「平和的な集会の権利（le droit de s'assembler paisiblement）」を認めている。しかし、暴力的な集団による悪意に満ち、繰り返される行為により、この権利が脅かされている。身元がはっきりしない、顔を覆った匿名の集団による挑発的・暴力的行為が発生しており、近年、この種の暴力は増加している。また、このことにより、警察の公益を守る働きが脅かされている。暴力的な群衆は、警察を狙い撃ちし、また、公的・私的な財産を破壊する。この法律案は、このような暴力的なデモを未然に防ぐ措置を講じること、また、事後的に制裁を加える措置を講じることを目的とする<sup>(19)</sup>。

(14) 浦中千佳央「警察と市民の関係について—フランスを例に—」『社会安全・警察学』5号, 2019.3, p.102.

(15) フランス議会下院（国民議会）は、デモとその規制に関する課題と提言を取りまとめた調査報告書を2015年に公表している。Pascal Popelin, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2794, 2015.5.21. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/rap-enq/r2794.asp>>

(16) 商店の破壊、車両への放火などが公然と行われた。パリの主要ターミナル駅の1つであるオステルリツ駅（Gare d'Austerlitz）の近くで行われたデモでは、警官隊と、覆面をした1,000人を超えるブラック・ブロックとの間で衝突が起こり、警察による催涙ガスの使用も行われた。警察の推計では、労働組合主催のこのデモに参加した者は20,000人であったが、このうち14,500人は労働組合以外の者であり、さらにそのうち1,200人がブラック・ブロックであったとされる。“Manifestations du 1er-Mai: images des violences en tête du défilé parisien,” *Le Monde*, 2018.5.1. <[https://www.lemonde.fr/politique/video/2018/05/01/manifestations-du-1er-mai-images-des-violences-en-tete-du-defile-parisien\\_5293017\\_823448.html](https://www.lemonde.fr/politique/video/2018/05/01/manifestations-du-1er-mai-images-des-violences-en-tete-du-defile-parisien_5293017_823448.html)>

(17) 93人が、共和党会派（Groupe Les Républicains）所属で、1人が、独立－共和国・地方会派（Groupe Les Indépendants - République et Territoires）所属であった。

(18) Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen de 1789. <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Constitution/Declaration-des-Droits-de-l-Homme-et-du-Citoyen-de-1789>>

(19) “Exposé des motifs,” *Sénat*, n° 575, 2018.6.14, pp.3-6. <<https://www.senat.fr/leg/pp17-575.pdf>>

具体的には、この法律案は、過激なデモ参加者への対策として、(1) デモの際の破壊行為・暴力行為を未然に防ぐ措置の拡充（警察による手荷物検査の導入等）、(2) デモにおける破壊行為・暴力行為に対する制裁の強化（顔を隠しデモに参加することの禁止とその罰則の導入等）という2つの措置を講じることを骨子としていた。この法律案は、上院の修正、次いで下院の修正を受け、下院の修正案のとおり上院でも可決され、成立した（2019年3月12日）。

## 2 憲法院の合憲性審査と法律の制定・公布

両院を通過した法律は、大統領、81名の下院議員及び62名の上院議員により合憲性審査のため憲法院への付託がなされた。その結果、2019年4月4日の憲法院判決<sup>(20)</sup>において、思想及び意見の集団的表現の権利<sup>(21)</sup>を侵害し違憲であるとの理由<sup>(22)</sup>で、第3条が削除された<sup>(23)</sup>。第3条は、「公道上のデモに際して人の身体に重い傷を負わせ、及び財産に対して大きな損害を与える活動を行ったことによって、又は当該デモのうちの1つで暴力行為を犯したことによって、[ある者が] 公の秩序に対する特に重大な脅威となる場合には、県における国の代表者<sup>(24)</sup>又はパリにおいて警視総監は、その者に対して、届出の対象となった又は当人が知った公道上のデモに参加することを、理由を付した命令によって禁止することができる」（〔 〕内は筆者補記）（第1項）こととし、それに反したときには「6か月の拘禁刑及び7,500ユーロの罰金に処する」（第7項）等を内容とする規定であった。

その後、この法律は、大統領審署を経て2019年4月10日に「デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための法律第2019-290号」（以下「デモにおける公の秩序保障法」）<sup>(25)</sup>として制定され、翌11日に公布された。

(20) Décision n° 2019-780 DC du 4 avril 2019. <[https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=B0867EEF8ECB8648887AB396142CDF59.tplgfr27s\\_1?cidTexte=JORFTEXT000038358598&categorieLien=id](https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=B0867EEF8ECB8648887AB396142CDF59.tplgfr27s_1?cidTexte=JORFTEXT000038358598&categorieLien=id)>

(21) 1995年1月18日の憲法院判決（Décision n° 94-352 DC du 18 janvier 1995. <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/1995/94352DC.htm>>）がリーディングケースになっており、デモの自由を「思想及び意見の集団的表現の権利（droit d'expression collective des idées et des opinions）」と位置付け、デモの自由を立法で侵害することは、憲法上の問題を引き起こし得ることを明示した。この判決により、初めて、デモの自由が憲法上明確に認められるようになった。田中 前掲注(2), pp.159-160.

(22) 削除された第3条は、一定の要件を満たした者に対してデモへの参加を禁止するという趣旨の規定であるが、禁止の範囲（portée）、根拠（motifs）及び要件（conditions）の観点から見て、思想及び意見の集団的表現の権利を侵害するものとされた。具体的には、①デモへの参加禁止の根拠とされる（禁止を命じられる者の）過去の行為が、人の身体に重い傷を負わせ、及び財産に対して大きな損害を与えることと必ずしも結び付いていないこと、と解され得ること、②参加が禁止されるデモにおいて、傷害や損害の発生が予想されることを要件としていないこと、③暴力行為と必ずしも関係のない活動を根拠に禁止が命じられる可能性があること、④デモへの参加禁止の根拠とされる（禁止を命じられる者の）過去の行為について、それが行われた時期に限定がかかっていないこと、⑤デモの届出が行われず、又は遅れる場合についても、当該デモへの参加を禁じる手続を設けていること、⑥全国で行われるデモのいずれについても参加を禁止することができること、という6つの点が当該侵害の理由として指摘された。

(23) フランス第5共和国憲法（1958年制定）第61条に基づき、通常法律は、大統領、首相、フランス議会の下院議長、同上院議長、60人以上の下院議員又は60人以上の上院議員の請求により憲法院の合憲性審査に付託される。法律の一部が違憲とされた場合、該当部分が法律全体と不可分でない限り、該当部分を削除して法律を施行することができる。

(24) 県地方長官。大統領令によって国が任命を行う。

(25) Loi n° 2019-290 du 10 avril 2019 visant à renforcer et garantir le maintien de l'ordre public lors des manifestations. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582)>

### Ⅲ 法律の概要

#### 1 構成

デモにおける公の秩序保障法は、全4節10か条から成る。節(chapitre)の構成は、次のとおりである。

第1節：行政警察の措置(第1条～第5条)、第2節：刑事上の規定(第6条～第8条)、第3節：民事上の責任(第9条)、第4節：海外領土における適用(第10条)。このうち第3条は、前述のとおり2019年4月4日の憲法院判決によって削除されている。

#### 2 主な内容

デモにおける公の秩序保障法の内容は、おおよそ、デモにおける破壊行為・暴力行為を未然に防ぐための措置(第1節)と、そのような破壊行為・暴力行為に対する制裁の強化のための措置(第2節、第3節)の2つに分けられる。以下に、デモにおける公の秩序保障法の内容の要点を整理し、紹介する。

##### (1) デモの届出手続の簡素化

前述(I1)のとおり、フランスでは、公道でデモを行うには、その届出が必要となる。一般的なケースで、届出は、15日前から受け付けられ、少なくとも3日前までには行わなければならない。届出先は、原則として市町村の役所である。届出の書類には、主催者の氏名・住所、デモの目的・開催場所等が記され(国内安全法典L第211-2条)<sup>(26)</sup>、従来は、主催者の中から、デモが行われる県に住所を有する3名が、署名を行うことになっていた<sup>(27)</sup>。今回の改正では、主催者の中から、少なくとも1名が署名すればよいことに改められた(第1条)。

この改正は、デモの届出手続を簡素化し、円滑な届出を可能にする目的で行われたものである。デモの届出に関しては、法律の規定どおり行われてきたとは言い難い実態があった。前述(I1)のとおり、国内治安法典や刑法典には、届出を求める規定、それに反した場合の罰則が設けられているものの、届出なしで行われてきたデモが多数あるというのが現実であった。また、無届けのデモが行われるという情報を得て、警察がそれを阻止するという事態もほとんど見られなかった。さらに、無届けのデモを実施した主催者が刑法典の規定に基づき起訴されることもまれであった。このような実態を改めるため、デモの届出を簡素化し、法律で定められた届出が着実に実施されることを目指したのが、今回の改正である。

##### (2) 警察による手荷物検査と車両検査の実施

第2条では、デモ実施中に公の秩序・安全を確保することを目的として、手荷物検査<sup>(28)</sup>と車両検査<sup>(29)</sup>を実施することができる旨を規定した。刑事訴訟法典では、第78-2-2条において、テ

(26) 地方自治体のホームページにおいて、Formulaire de déclaration de manifestation (デモの届出書)、Fiche de déclaration d'une manifestation (デモの届出票)等の名称で届出書の書式が掲載されることが多い。それらの届出書を見ると、法定された事項に加えて、解散場所・時間、参加人数、当日の実施責任者がいる場合はその氏名・住所・連絡先、音響・演説の方法などを書き込むことが多い。

(27) 地方自治体のホームページに掲載される届出書の書式(同上)を見ると、3名の署名以外に、3名の住所・電話番号(固定と携帯)・電子メールのアドレスなどを書き込むことが多い。

口行為・爆発物を使用する犯罪・麻薬取引等の捜査における身分検査（身元確認）<sup>(30)</sup>・手荷物検査・車両検査に関する特別の手續に関する規定を既に設けている。今回の改正により、刑事訴訟法典に新規の条項（第 78-2-5 条）を設け、デモに絞った手荷物検査（目視による検査・内容物検査）・車両検査（内部の検査等）に関する特別の手續が整備されることになった。これによって、武器になり得るものがデモに持ち込まれ、使用されるという暴力行為を回避することが目指されている。これらの検査を行う警察当局として、具体的に、司法警察官<sup>(31)</sup>と、その監督の下にある司法警察職員<sup>(32)</sup>が規定されている。

刑事訴訟法典第 78-2-5 条は、同法典第 78-2-2 条と異なり、身分検査を行うという規定はなく、デモという行為の性質を考え、個人のプライバシーや権利が損なわれないように配慮がなされている。また、デモに絞った特別の規定を設けることによって、警察当局がデモの際に公の秩序・安全を確保するに当たって、機動的かつ柔軟な対応が可能になると期待されている。

同法典第 78-2-5 条の執行においては、共和国検事<sup>(33)</sup>の記した要求書（警察当局が手荷物検査・車両検査を行うことを求めるもの）を通じて、これらの検査が行われる地理的範囲や時間帯等が具体的に指示されることになる。したがって、この要求書の内容を通じて、警察当局の行動が統制されることになる。

### (3) 追跡者データベースへの登載者の拡充

国家警察<sup>(34)</sup>が維持する電子ファイルで、テロ関係の罪を犯した者、司法警察<sup>(35)</sup>の捜索対象者、行方不明の未成年者などが登載されている追跡者データベース（fichier des personnes recherchées）に登載される者として、「刑法典第 131-32-1 条<sup>(36)</sup>の規定を適用して宣告される公道上のデモへ

(28) 手荷物検査を行う際の要件は、次のとおりである（刑事訴訟法典（Code de procédure pénale。<<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154>>）第 78-2-2 条Ⅲ）。すなわち、手荷物検査は、その所有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、検査に要する必要最少限の時間だけ、所有者を引き留めることとする。犯罪に相当する行為が認められる場合、又は手荷物の所有者が要求する場合においては、検査の場所と始期・終期を記した報告書が作成されなければならない、そのうちの 1 部は当事者に手渡され、もう 1 部は共和国検事（Procureur de la République）に速やかに送付するものとする。

共和国検事は、大審裁判所（Tribunal de grande instance）の検察の長たる地位にある司法官。フランスでは、検事局（検察局）が大審裁判所、控訴院、破棄院に置かれる。レモン・ギリアンほか〔編著〕（中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012、pp.308, 341。（原書名：Raymond Guillien et al., eds., *Lexique des termes juridiques*, 16e édition, 2007.）

大審裁判所は、全国に約 170 か所存在しており、民事事件の第一審を一般的に管轄する裁判所であるのと同時に、他の裁判所に管轄権限が付与されていない全ての問題を審理する裁判所でもある。同、p.428。

(29) 車両検査を行う際の要件は、次のとおりである（刑事訴訟法典第 78-2-2 条Ⅱ）。すなわち、走行中の車両の場合は、検査の必要性が特に高いときのみ車両検査を行うことができる。その際、運転者の立会いの下で検査を行わなければならない。駐停車している車両の場合は、運転者又は車両の所有者の立会いの下で検査を行わなければならない。運転者と車両の所有者のいずれもが不在の場合は、司法警察官又は司法警察職員が指定する別の者の立会いが必要になる。この別の者は、行政権限の下に服している者であってはならない。ただし、人及び財産の安全に対して重大な危険をもたらす場合においては、別の者の立合いは求められない。

(30) 身分証明書等により身分・身元を明らかにするように求めること。

(31) 司法警察官（Officier de police judiciaire）とは、検事局（検察局）の権限の下に置かれ、かつ、控訴院予審部の監督下に置かれる公務員の総体。警察捜査、現行犯捜査等に属する活動を行う。ギリアン 前掲注(28), p.297。

(32) 司法警察職員（Agent de police judiciaire）は、司法警察官を補助する役割を担う。

(33) 前掲注(28)参照。

(34) 前掲注(7)参照。

(35) 司法警察（police judiciaire）は、警察の職務と活動のうち、刑事訴訟法の規定にのっとり、犯罪の確認、捜査及び被疑者の逮捕など、秩序侵害を刑事裁判所へ訴追することを目的とした司法作用に関連し、司法権に付随して行われるものである。具体的には、検事正の指揮の下になされる。司法警察に対置される概念は、行政警察（police administrative）である。山口 前掲注(1), pp.435-436。

(36) 公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰の内容を規定する条項。デモにおける公の秩序保障法第 7 条 I 1° 参照。

の参加の禁止を受けた者」<sup>(37)</sup>が、新たに加えられた（第4条第2号）。刑事訴訟法典第230-19条第1号から第16号までは、裁判所の決定を根拠として同データベースに登載する者の範囲を定めているが、第4条第2号によって同法典第230-19条に新規の第17号が追加された。

追跡者データベースは、警察、通関機関、行政窓口などの業務において、必要となる情報を容易に入手できるように整備されてきたものであり、具体的には、捜査、申請書類に対する内容チェック等の目的で使用されている。

#### (4) デモの規制に関するフランス議会によるチェック

デモの際の破壊行為・暴力行為を未然に防ぐために、警察当局が、デモにおける公の秩序保障法第1節に掲げられた措置をとるに当たって、過剰な規制が発生し、憲法上保障されている自由と権利の侵害が起こることがないように、フランス議会による監視を行うことを目的として、フランス議会がデモの規制の結果を評価するという規定が設けられた(第5条)。この場合、フランス議会による評価は、定期的に（具体的には、毎年）、かつ、徹底して（具体的には、必要な情報について全て政府に提出させることができる）行われることとされた。

第5条は、国内の治安とテロとの闘いを強化する2017年10月30日の法律第2017-1510号<sup>(38)</sup>第5条で規定された、政府に対してフランス議会が持つ監視と評価の機能に倣って、類似の規定をデモの規制についても設けたものである。

#### (5) 顔を隠しデモに参加することの禁止

公道上のデモにおいて、又はその近接地域において、そのデモが公序<sup>(39)</sup>侵害を引き起こすおそれがあるときに、正当な理由なしに顔の全部又は一部を故意に隠した場合には、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処することとされた（第6条）。過去のデモにおいて、覆面をした参加者が破壊行為・暴力行為を繰り返したことを受けて、新しい犯罪として規定したものである。この規定を通じ、警察当局の対応の幅が広がり、破壊行為・暴力行為が未然に抑止されることが目指されている。

この規定において顔を隠す行為とは、デモ参加者が誰であるかという識別を不可能にするという目的をもって行われるものと解され、単に寒さを防ぐために顔の一部を覆う行為は、違反行為には相当しない。

#### (6) 公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰（補充刑）の新設

公道上でデモをし、特定の暴力による犯罪<sup>(40)</sup>を行った場合、及び暴力又は財産の破壊等を準

(37) 具体的な刑罰を述べた「II 2 (6) 公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰（補充刑）の新設」参照。

(38) Loi n° 2017-1510 du 30 octobre 2017 renforçant la sécurité intérieure et la lutte contre le terrorisme. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000035932811](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000035932811)>

(39) 特定の国において、ある時点で、平和、平穏及び公的安全が確保されている社会状況。「公の秩序」、「公安」とも訳される。公序と対置されるのは、公の自由又は基本的自由といわれる個人の自由（とりわけ、移動の自由、住居の不可侵、思想の自由、表現の自由）である。山口 前掲注(1), p.406; ギリアン 前掲注(28), p.301.

(40) 刑法典第222-7条から第222-13条までに規定される特定の暴力に基づく犯罪。具体的には、①故意ではないものの死に至らしめる暴力（第222-7条）、②第222-7条に規定する犯罪であって15歳未満の未成年者等に対するもの（第222-8条）、③身体毀損又は永続的身体障害を生じさせる暴力（第222-9条）、④第222-9条に規定する犯罪であって15歳未満の未成年者等に対するもの（第222-10条）、⑤8日を超える期間の完全労働不能を生じさせる暴力（第222-11条）、⑥第222-11条に規定する犯罪であって15歳未満の未成年者等に対するもの（第222-12条）、⑦8日以下の労働不能を生じさせる、又は労働不能を生じさせない暴力であって15歳未満の未成年者等に対するもの（第222-13条）。

備する目的を持つ集団に参加する犯罪<sup>(41)</sup>を行って公道上でデモをした場合には、補充刑<sup>(42)</sup>として、公道上のデモへの参加禁止を科すことができることとした（第7条I2°）

また、公道上でデモをし、人又は財産に対する破壊、毀損又は毀棄に関する犯罪<sup>(43)</sup>を行った場合にも、補充刑として、公道上のデモへの参加禁止を科すことができることとした（第7条I3°）。

さらに、刑法典第4編第3章第1節第3款（違法なデモ及びデモ又は集会への違法な参加に対する規制とその罰則について定める款）において規定される犯罪<sup>(44)</sup>を行った場合には、補充刑として、公道上のデモへの参加禁止を科すことができることとした（第7条I5°）。加えて、これらの犯罪について有罪を宣告する際には、補充刑として、①許可の対象とされている武器については、その所有・携行を禁止すること（ただし、5年以下）、②武器の没収を、必ず科すこととした（第7条I6°）。

### (7) デモへの参加禁止の期間、違反を行った場合の罰則

公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰は、3年間を超えることができないこととされた（第7条I1°）。また、これを守らずデモに参加した場合は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処することとされた（第7条I7°）。

### (8) 裁判所監督を受ける者の行動制限措置の追加

刑事訴訟法典第138条は、裁判所監督（contrôle judiciaire）の措置を命令された者が遵守する

(41) 人に対する故意の暴力又は財産の破壊若しくは毀損を準備する目的を持つことが1又は複数の具体的な事実によって明白である集団に、人がそのことを承知の上で参加すること。当該集団については、一時的に結成されるものも含まれる。（刑法典第222-14-2条）

(42) 補充刑（peine complémentaire）は、その名が示すとおり主刑（peine principale. 立法者が法律による犯罪の定義に該当する行為に対して当然に科されるべきとしている制裁）を補充する刑である。補充刑は、主刑と同様に犯罪ごとに規定され、主刑と併科され得るものという性格を持つ。補充刑として、例えば、①罰金刑、②権利の停止・喪失等、治療命令、作為義務、没収等、③運転免許停止、④小切手振出し禁止、⑤公益奉仕労働がある。網野光明「フランスにおける選択刑制度—拘禁刑の代替刑としての公益奉仕労働・日数罰金刑等—」『レファレンス』676号、2007.5, pp.78-79. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999746\\_po\\_067605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999746_po_067605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>); ギリアン 前掲注(28), p.313.

(43) 刑法典の第322-1条第1項、第322-2条、第322-3条及び第322-6条から第322-10条までに規定される犯罪。すなわち、①他者の財産の破壊、毀損又は毀棄（第322-1条第1項）、②第322-1条第1項に規定する犯罪であって、破壊等の対象が公的機関の記録簿、原本（公証証書原本、判決文原本等）又は文書（行政文書、裁判所文書等）の原本であるもの（第322-2条）、③第322-1条第1項に規定する犯罪であって、正犯又は共犯の立場で複数の人が行動し実行されるもの等（第322-3条）、④他者の財産の破壊、毀損又は毀棄であって、爆発物、火災又は複数の人に危害を加えることが可能である他のあらゆる手段によって行われるもの（第322-6条）、⑤破壊的機器の製作に繋がる可能性のある、何らかの手段を通じて散布を行う行為であって、爆発物（火薬を含む）若しくは核、生物若しくは化学物質を用いるか、又は畜産、工業若しくは農業の用途で使用するための何らかの製品を用いるもの（ただし、専門家がその用途で行うことは除く。）（第322-6-1条）、⑥第322-6条に規定する犯罪であって8日以下の完全労働不能を他者に対して生じさせるもの（第322-7条）、⑦第322-6条に規定する犯罪であって組織した集団で行うもの等（第322-8条）、⑧第322-6条に規定する犯罪であって身体毀損又は永続的身体障害を他者に対して生じさせるもの（第322-9条）、⑨第322-6条に規定する犯罪であって他者を死に至らしめるもの（第322-10条）。

(44) ①無届けでデモを主催する犯罪（刑法典第431-9条1°）、②禁止されたデモを主催する犯罪（同条2°）、③虚偽のデモの届出を行う犯罪（同条3°）、④公序侵害を引き起こすおそれがあるときに、正当な理由なしに顔を故意に隠しデモに参加する犯罪（同法典第431-9-1条）、⑤武器を携行してデモ又は公開集会に参加する犯罪（同法典第431-10条）。

ことを求められる行動上の制限事項について定めている。裁判所監督とは、予審<sup>(45)</sup>被告人又は軽罪・違警罪<sup>(46)</sup>被告人に対して、予審の必要に基づき、又は保安上の目的で、収監することなく往来と社会生活についての一定の制限を科す措置である<sup>(47)</sup>。予審判事<sup>(48)</sup>又は勾留決定裁判官<sup>(49)</sup>の命令によって決定され、収監に代えて行われる監視措置と位置付けられる。

遵守事項として、刑事訴訟法典第 138 条では、従来、①住居・住所地にとどまること、②指定された人物との面会禁止、③指定された職業上の行為をなすことの禁止、④自分自身に関する警察等への定期的な報告、⑤車両の運転禁止、⑥小切手による支払禁止、⑦武器所持の禁止等が規定されていた。デモにおける公の秩序保障法第 8 条の規定によって、刑事訴訟法典第 138 条に、「3°の 2 予審判事又は勾留決定裁判官が決定する場所において、公道上のデモに参加しないこと」が追加された。3°の 2 の規定は、その直前に置かれる 3°の規定<sup>(50)</sup>に倣い、特定の行為を禁止するのではなく、「特定の場所で」デモに参加することを禁止するという形を採用した。このことは、デモにおける特定の行為を禁止するという形の規定を採用した場合に比べて、事実上幅広く制限をかけることを可能にするという効果を持つものである。

### (9) 刑事訴訟手続の迅速化

刑法典第 4 編第 3 章第 1 節第 2 款では、公道又は公の場所で行われ、公序侵害を引き起こすおそれがある集まり<sup>(51)</sup>の規制とその罰則について定めている<sup>(52)</sup>。この款で規定される犯罪を扱う裁判に関して、その迅速化を図るために 2 種類の刑事訴訟手続が採用された(第 7 条 I 4°)。

第 1 は、即時出頭 (comparution immédiate) である。即時出頭とは、検察官が、被疑者につき十分な嫌疑があり判決に熟していると思料する場合において、被疑事実が 7 年以下の拘禁刑に当たるときには、裁判所に即時に事件を係属させることができるという手続である<sup>(53)</sup>。

(45) 予審 (instruction) とは、公判前手続を構成する刑事訴訟の一段階である。公訴権行使の前提として、犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況・結果を確定する手続である。予審は、重罪 (crime) については義務的に、軽罪 (délit) については選択的に、違警罪 (contravention) については例外的に行われる。フランスでは、犯罪につき、罪の重いものから順に、重罪、軽罪、違警罪の 3 つの区分を行っている。重罪は、自然人の場合であれば、無期又は 10 年以上 30 年以下の懲役刑、無期又は 10 年以上 30 年以下の禁錮刑、併科される罰金刑・補充刑をもって罰せられる。軽罪は、自然人の場合であれば、10 年以下の拘禁刑、3,750 ユーロ以上の罰金刑、日数罰金 (犯罪の情状と犯人の一身上等の事情を考慮し定める日割りの罰金、1 日当たり 1,000 ユーロ以下でなければならない)、公益奉仕労働、市民意識啓発研修、一定の権利剥奪刑又は権利制限刑、損害賠償制裁、併科される補充刑をもって罰せられる。違警罪は、自然人の場合であれば、3,000 ユーロ以下の罰金刑、一定の権利剥奪刑又は権利制限刑、損害賠償制裁、併科される補充刑をもって罰せられる。違警罪の代表例は、道路交通法違反罪である。ギリアン 前掲注(28), pp.120-121, 133, 146, 238, 244, 312-313; 山口 前掲注(1), pp.125, 135, 152, 296, 311, 423.

(46) 同上

(47) 山口 前掲注(1), p.127.

(48) 予審判事 (Juge d'instruction) は、予審の職務を行うために任命される大審裁判所 (前掲注(28)参照) の裁判官。ギリアン 前掲注(28), p.246.

(49) 勾留決定裁判官 (Juge des libertés et de la détention) は、勾留を命じ又は延長する権限等を有する単独裁判官。ギリアン 前掲注(28), p.246.

(50) 予審判事若しくは勾留決定裁判官が決定する特定の場所に行かないこと、又は決定する場所にとどまること。

(51) 集まり (atroupement) は、非組織的で不穏なものを指し、騒擾 (そうじょう) とも訳される。山口 前掲注(1), p.45.

(52) 武器を携行し集まりに参加することの禁止 (3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金、第 431-5 条第 1 項)、武装した集まりへ加わるように行う直接的な扇動の禁止 (1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金、第 431-6 条第 1 項)、集まりの警察による解散等。

(53) 山口 前掲注(1), p.97.

第2は、有責認知に基づく出頭 (comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité) である。有責認知に基づく出頭とは、被疑者が自己に対して非難されている事実及び自己の有責性を認める場合に法廷審理の手間を省くことを内容とする手続である。この場合、共和国検事が、科されるべき刑罰を被疑者に示し、被疑者がそれを受諾したいという意思を示した場合に、直ちに被疑者は大審裁判所所長 (又は所長が委任した裁判官) の面前に出頭させられ、同所長 (又は委任した裁判官) の判断が直ちに下されることになる<sup>(54)</sup>。

デモが、刑法典第4編第3章第1節第2款で規定される集まりに当たると判断される場合において、この款で規定される犯罪<sup>(55)</sup>が行われたときは、その裁判において、即時出頭と有責認知に基づく出頭という2種類の手続を用いることが可能となった。

#### (10) 民事上の責任追及に関する規定の整備

第9条は、国内安全法典 L.第211-10条に、第2項を新たに設けるものである。同条第1項は、武装力又は暴力によって、かつ、集まり<sup>(56)</sup>又は群衆<sup>(57)</sup>によって、重罪又は軽罪に当たる行為が行われ、その結果として損害が発生した場合において、国が被害者に対して賠償を行うことを定めるものである。この場合、国の過失は要件とされない。デモの場合を想定すると、例えば、デモの暴徒によって、住宅が破壊された場合において、国の過失の有無にかかわらず住宅の所有者に対して国が賠償を行うことを指す<sup>(58)</sup>。

新設された同条第2項では、第1項に基づき国が賠償を行うケースにおいては、損害を発生させた加害者に対して国が「求償の訴え (action récursoire)」を行うことができることを定めている。「求償の訴え」とは、他人が負っている債務を履行した者が、履行されたものの求償<sup>(59)</sup>を認める判決を得るために、その他人に対して行使する訴えである<sup>(60)</sup>。同法典 L.第211-10条の場合に当てはめると、他人とは、例えば破壊行為・暴力行為を行うデモの暴徒であり、債務を履行した者は国である。国は賠償した内容について加害者であるデモの暴徒に対して裁判を通じて請求することができるということが想定されている。このように、デモで破壊行為・暴力行為を行う者に対して、民事上の責任をも含めた広範な責任追及が行われる可能性があることを明確に示したのが、新設された同条第2項である。

実際に、同条第2項に基づいて国が「求償の訴え」を行う場合には、民法典における「求償の訴え」の手続にのっとる必要がある。その際には、①賠償責任を発生させる加害者の所為の存

(54) ギリアン 前掲注(28), pp.94-95.

(55) 前掲注(52)参照。

(56) 前掲注(51)参照。

(57) 群衆 (rassemblement) は、集まり (atroupement) と異なり、必ずしも不穏であったり、違法性を持つものではない。しかし、公道などにおける禁止された集まりを構成した場合は、違法性を持つようになる。山口 前掲注(1), p.481.

(58) ①被害が、集まり又は群衆と関係があること (集まり又は群衆が存在した時間・場所と被害発生時の時間・場所がずれている場合は、関係がないと判断される。例えば、集まりが解散した後に参加者が破壊行為をした場合や、集まりとは別の場所で破壊行為があった場合は関係がないことになる。)、及び②被害が、重罪又は軽罪に当たる行為によって引き起こされており、被害と当該犯罪の間に「直接的かつ確実な」因果関係 (lien de causalité « direct et certain ») があることが証明される場合において、人的な損害、物的な損害及び経済的な損害 (企業利益の減少等) が賠償される。Ronan Blanquet, “La responsabilité de l’État du fait des dommages causés par les atroupements.” Ronan Blanquet HP <<http://www.cabinet-blanquet.fr/a-5-la-responsabilite-de-letat-du-fait-des-dommages-causes-par-les-atrounements.%20php>>

(59) 弁済又は損害賠償をした者が、もともと支払を行うべき者に対して、支払った分の返還を求めることを指す。

(60) ギリアン 前掲注(28), p.16.

在、②賠償されるべき損害の存在、③その所為と損害との間の因果関係の存在という3種類の存在に関する証明が行われる必要があり、厳密な証明手続が必要とされる。このため、「求償の訴え」が国による恣意的な制裁の性格を持つことは避けられると想定されている。

#### (11) 海外領土に対する法律の適用関係の整理

ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナ<sup>(61)</sup>等の海外領土に対して、デモにおける公の秩序保障法がどのように適用されるのか、について整理した規定を設けた(第10条)。

### おわりに

デモにおける公の秩序保障法の制定後も、フランスでは、デモにブラック・ブロックの活動家加わり、破壊行為・暴力行為が発生するという事態が起きている。直近では、2019年9月21日に催された「気候のための行進(Marche pour le climat)」と呼ばれるデモ<sup>(62)</sup>において、ブラック・ブロックの活動家が、銀行・保険会社の店舗の破壊、車両への放火を行い、警察が催涙ガスで対抗するという衝突が起きた。このデモでは、逮捕者が多数出た<sup>(63)</sup>。このことは、デモにおける破壊行為・暴力行為を抑止することが、依然として難しい問題であることを示している。

デモに対する規制を強めることは、デモの自由を奪うものとして報道機関・法律学者などから批判がなされるため<sup>(64)</sup>、簡単に採用できる選択肢ではない。今後は、破壊行為・暴力行為に対する適切な取締りが行われるように、市町村・警察等の規制当局の対応力の向上(人員の適正配置、訓練の充実、装備の改善等)といった地道な努力が求められていくと考えられる<sup>(65)</sup>。

#### 参考文献

- ・Thourot, Alice, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1600, 2019.1.23. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/pdf/rapports/r1600.pdf>>
- ・Troendlé, Catherine, *Sénat Rapport*, n° 51, 2018.10.17. <<https://www.senat.fr/rap/l18-051/l18-0511.pdf>>
- ・Troendlé, Catherine, *Sénat Rapport*, n° 363, 2019.3.6. <<https://www.senat.fr/rap/l18-363/l18-3631.pdf>>

(みわ かずひろ)

(61) ニューカレドニアは、特別共同体(collectivité sui generis)であり、フランス第5共和国憲法(1958年制定)第76条、第77条に過渡的地位に関する規定がある。フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナは、同憲法第74条で規定する海外地方公共団体(collectivité d'outre-mer)である。

(62) 気候変動・地球温暖化への対応を求める環境保護団体・市民のデモ。

(63) “Marche pour le climat, black blocs et Gilets jaunes...un samedi de mobilisation à Paris,” *Le Parisien*, 2019.9.21. <<http://www.leparisien.fr/economie/direct-gilets-jaunes-premiers-incidents-gare-saint-lazare-21-09-2019-8156826.php>>

(64) Vincent Sizaire, “Des sans-culottes aux « gilets jaunes », histoire d’une surenchère répressive,” *Le Monde diplomatique*, Avril 2019, pp.4-5.

(65) Popelin, *op.cit.* (15) には、これらの諸点に関する調査結果・提言が記載される。

# デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための2019年4月10日の法律 第2019-290号

Loi n° 2019-290 du 10 avril 2019  
visant à renforcer et garantir le maintien de l'ordre public lors des manifestations

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏訳

## 【目次】

- 第1節 行政警察の措置
- 第2節 刑事上の規定
- 第3節 民事上の責任
- 第4節 海外領土における適用

## 第1節 行政警察<sup>(1)</sup>の措置

### 第1条

国内安全法典<sup>(2)</sup>L.第211-2条第2項中、「これらの者のうち、当該県に住所を定める者3人」を「これらの者のうち、少なくとも1人」とする<sup>(3)</sup>。

### 第2条

刑事訴訟法典<sup>(4)</sup>第78-2-4条の次に、第78-2-5条として次のように加える。

「第78-2-5条 刑法典<sup>(5)</sup>第431-10条に規定する犯罪<sup>(6)</sup>の捜査及び訴追のために、この法典第16条2°から4°までに規定する司法警察官<sup>(7)</sup>並びにその責任の下で第20条並びに第21条1°、1°の2及び1°の3に規定する職員等<sup>(8)</sup>は、共和国検事<sup>(9)</sup>の記した要求書<sup>(10)</sup>に基づき、公道上でデモが行われる場所及びその近接地域において、次に掲げる検査を行うことができる。  
「1° 第78-2-2条Ⅲに規定する条件<sup>(11)</sup>に従い、人の手荷物を目視で検査すること及びその内容物検査を行うこと。」

\* この翻訳は、Loi n° 2019-290 du 10 avril 2019 visant à renforcer et garantir le maintien de l'ordre public lors des manifestations. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582)> を訳出したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年5月7日である。また、訳文中 [ ] 内の語句は、訳者が補ったものである。

- (1) フランスでは、警察行政を行政警察と司法警察に分けている。前者は犯罪予防を目的とし、後者は犯罪捜査を目的とする。行政警察の具体的活動は、身分照会、交通検問、デモ・群衆の監視、交通規制、駐車規制などである。岡部正勝「フランス警察行政法における行政警察と司法警察—警察官の権限法を題材とした一考察—」『警察政策研究』11号、2007、p.336; 浦中千佳央「フランス地方公共団体の生活安全分野における規制行政の動向」『産大法学』46巻3号、2012.12、p.8.
- (2) Code de la sécurité intérieure. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000025503132>>
- (3) 公道でデモを行うには市町村の役所等に届出が必要であり、届出の書面には、主催者の中から一定の者が署名を行うことになっている。「これらの者」とはデモの主催者であり、その中から署名を行う者の人数の要件が、従来よりも緩やかになることを規定するのが、第1条である。
- (4) Code de procédure pénale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154>>
- (5) Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719>>
- (6) 武器を携行してデモ又は公開集会に参加する行為は犯罪とされ、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処すると規定される。1ユーロは118.77円（令和2年5月分報告省令レート）。

「2° 同第 78-2-2 条 II に規定する条件<sup>(12)</sup>に従い、公道若しくは公衆が立ち入ることのできる場所を移動する又はそこに駐停車する車両の検査

「この条 1° 及び 2° に規定する活動を行うことによって他の犯罪を発見した場合であっても、付随的な諸手続が無効となる事由が構成されることにはならない<sup>(13)</sup>。」

### 第 3 条

(2019 年 4 月 4 日の憲法院判決第 2019-780 号によって違憲とされ [削除])<sup>(14)</sup>

(7) Officier de police judiciaire. 検事局（検察局）の権限の下に置かれ、かつ、控訴院予審部の監督下に置かれる公務員の総体。警察捜査、現行犯捜査等に属する活動を行う。レモン・ギリアンほか〔編著〕（中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012、p.297。（原書名：Raymond Guillien et al., eds., *Lexique des termes juridiques*, 16e édition, 2007.）

司法警察官としての地位を有する官職者を列挙する条項が、刑事訴訟法典第 16 条 1° から 4° までである。このうち、1° は、「市町村長及び助役」と規定されており、2° から 4° までにおいて、憲兵隊の将校・下士官で法務大臣及び内務大臣から任命を受けた者並びに監察官等の官職者が挙げられている。

(8) 司法警察職員（Agent de police judiciaire）を指す。司法警察職員は、司法警察官を補助する役割を担う。司法警察職員としての地位を有する官職者を列挙する条項が、刑事訴訟法典第 20 条、第 21 条であり、実動部隊に配属された憲兵候補生、憲兵であって司法警察官の地位にない者等が掲げられている。

(9) Procureur de la République. 大審裁判所の検察の長たる地位にある司法官。フランスでは、検事局（検察局）が大審裁判所、控訴院、破棄院に置かれる。ギリアン 前掲注(7), pp.308, 341.

(10) 警察当局が手荷物検査・車両検査を行うことを求めるものであり、これらの検査が行われる地理的範囲や時間帯等が指示される。

(11) 手荷物検査は、その所有者の立会いの下で行わなければならない等。

(12) 走行中の車両の場合は、検査の必要性が特に高いときのみ車両検査を行うことができ、その際、運転者の立会いの下で検査を行わなければならない等。

(13) 発見された他の犯罪の捜査等に求められる手続が不要にはならない、との趣旨。

(14) 削除された第 3 条の規定は、次のとおりであった。“Proposition de loi visant à renforcer et garantir le maintien de l'ordre public lors des manifestations (Texte définitif),” *Sénat*, n° 77, 2019.3.12, pp.2-4. <<https://www.senat.fr/leg/tas18-077.pdf>>

国内安全法典第 2 編第 1 章第 1 節第 1 款の末尾に、L.第 211-4-1 条として次のように加える。

「L.第 211-4-1 条 公道上のデモに際して人の身体に重い傷を負わせ、及び財産に対して大きな損害を与える活動を行ったことによって、又は当該デモのうちの一つで暴力行為を犯したことによって、[ある者が] 公の秩序に対する特に重大な脅威となる場合には、県における国の代表者又はパリにおいて警視總監は、その者に対して、届出の対象となった又は本人が知った公道上のデモに参加することを、理由を付した命令によって禁止することができる。

「この命令においては、関係するデモ及び禁止が及ぶ地理的範囲を明確にするものとする。地理的範囲は、当該状況に対して均衡のとれたものでなければならず、デモが行われる場所及びその近接地域を越えてはならず、並びに当該者の住居又は職場を含んではならない。

「同様に、デモへの参加禁止の対象となる当該者の居住する県における国の代表者又は当該者がパリに居住する場合において警視總監は、当該者が、デモの実施中、県における国の代表者又は警視總監が指定するどのような機関への召喚にも応じることを求めることができる。この義務は、第 1 項で規定する危険性と均衡するものとする。

「同第 1 項に規定する当該者が、全国で同時に行われる他のデモのいずれか、又は一連のデモに参加する可能性がある」と判断するのに十分な理由がある場合においては、当該者の居住する県における国の代表者又は当該者がパリに居住する場合において警視總監は、理由を付した命令によって、1 か月を超えない期間について、当該者に対して、全国で行われるデモのいずれについても参加することを禁止することができる。

「デモの届出が行われた場合において、第 1 項又は第 4 項に基づいて発せられる命令を、その効力が発生する 48 時間前までに、当該者に対して通告するものとする。届出が行われない、又は遅れることによって、行政当局がこの期限を守ることができない場合には、この命令は職権で執行されるものとし、当該者に対してデモの最中の場合も含めて何らかの方法で通告するものとする。

「同第 1 項又は第 4 項に基づいて発せられる命令が行政裁判法典 L.第 521-2 条に規定する訴訟の対象である場合には、緊急性の要件は必要とされない。

「この条第 1 項又は第 4 項に規定する禁止に従わずデモに参加する者は、6 か月の拘禁刑及び 7,500 ユーロの罰金に処する。

「第 3 項に規定する義務を守らない者は、3 か月の拘禁刑及び 3,750 ユーロの罰金に処する。」

なお、訳文中、「県における国の代表者」（第 1、3、4 項）は県地方長官（大統領令によって国が任命を行う）を指す。「緊急性の要件は必要とされない」（第 6 項）とは、行政裁判法典（Code de justice administrative. <[https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=E4D274D66728A23C19AC57DDFC5C7B79.tplgfr41s\\_1?idSectionTA=LEGISCTA000006150399&cidTexte=LEGITEXT000006070933&dateTexte=20191026](https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=E4D274D66728A23C19AC57DDFC5C7B79.tplgfr41s_1?idSectionTA=LEGISCTA000006150399&cidTexte=LEGITEXT000006070933&dateTexte=20191026)>）L.第 521-2 条に基づき、デモへの参加禁止命令に対する取消しを求める訴訟が急速審理手続等によって取り扱われるためには、当該事案に緊急性があると認められることが必要とされるが、第 6 項の規定によって、緊急性がなくとも同様の手続等によって審理が可能であることを定めることを意味する。

## 第4条

刑事訴訟法典第230-19条<sup>(15)</sup>を次のように改める。

1° 2°中、「3°」の次に「3°の2」<sup>(16)</sup>を加える。

2° 17°として次のように加える。

「17° 刑法典第131-32-1条<sup>(17)</sup>の規定を適用して宣告される公道上のデモへの参加の禁止」

## 第5条

この節は、フランス議会によって毎年行われる結果の評価に服するものとする。

国民議会及び元老院は、これらの諸措置について監視し、及び評価する限りにおいて、あらゆる情報を要求することができる。

政府は、毎年、諸規定の適用について詳細に記した報告書をフランス議会に送付する。

## 第2節 刑事上の規定

### 第6条

刑法典第431-9条の次に、第431-9-1条として次のように加える。

「第431-9-1条 公道上のデモの中で又はその近接地域において、そのデモが公序<sup>(18)</sup>侵害を引き起こす若しくはそのおそれがあるときに又はその後で、正当な理由なしに顔の全部又は一部を故意に隠す者<sup>(19)</sup>は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処する。」

### 第7条

I. 刑法典を次のように改める。

1° 第131-32条の次に、第131-32-1条として次のように加える。

「第131-32-1条 公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰は、3年を超えることができず、裁判所が決定する特定の場所において公道上のデモを禁ずるものとする。

「公道上のデモに参加することを禁ずる刑罰は、執行猶予なしの自由剥奪刑を伴う場合において、その自由剥奪が終了した日から適用するものとする。」

2° 第222-47条<sup>(20)</sup>第1項の次に、次の1項を加える。

「第222-7条から第222-13条まで<sup>(21)</sup>及び第222-14-2条<sup>(22)</sup>に規定する犯罪に関して、そ

(15) 刑事訴訟法典第230-19条では、追跡者データベース (fichier des personnes recherchées) に登録される者の要件を列挙する。追跡者データベースとは、国家警察 (Police nationale) が維持する電子ファイルで、テロ関係の罪を犯した者、司法警察の捜索対象者、行方不明の未成年者などが登載される。

(16) 第8条で、刑事訴訟法典第138条3°の次に3°の2を加えることとしたため、「3°の2」を追記したもの。

(17) 第7条I°参照。

(18) 特定の国において、ある時点で、平和、平穏及び公的安全が確保されている社会状況。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.406; ギリアン 前掲注(7)、p.301。

(19) 過去のデモにおいて、覆面をした参加者が破壊的行為・暴力的行為を繰り返したことを受けて、新しい犯罪として規定した。

(20) 人の身体又は精神を傷つける特定の犯罪に対する補充刑 (peine complémentaire) について規定する。補充刑は、その名が示すとおり主刑 (peine principale. 立法者が法律による犯罪の定義に該当する行為に対して当然に科されるべきとしている制裁) を補充する刑である。補充刑は、主刑と同様に犯罪ごとに規定され、主刑と併科され得るものという性格を持つ。網野光明「フランスにおける選択刑制度—拘禁刑の代替刑としての公益奉仕労働・日数罰金刑等—」『レファレンス』676号、2007.5、pp.78-79。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999746\\_po\\_067605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999746_po_067605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>); ギリアン 前掲注(7)、p.313。

(21) 特定の暴力に基づく犯罪 (故意ではないものの死に至らしめる暴力 (第222-7条)、第222-7条に規定する犯罪であって15歳未満の未成年者等に対するもの (第222-8条) 等) を規定する。

(22) 暴力又は財産の破壊等を準備する目的を持つ集団に参加する犯罪を規定する。

れが公道上のデモの実施時になされる行為による場合には、第 131-32-1 条に規定する条件に従い、公道上のデモへの参加の禁止という補充刑<sup>(23)</sup>を宣告することができる。」

3° 第 322-15 条 I<sup>(24)</sup>の末尾に、7°として次のように加える。

「7° 第 322-1 条第 1 項、第 322-2 条、第 322-3 条及び第 322-6 条から第 322-10 条までの規定<sup>(25)</sup>によって罰せられる行為が公道上のデモの実施時になされている場合において、第 131-32-1 条に規定する条件に従い、公道上のデモへの参加を禁止すること。」

4° 第 4 編第 3 章第 1 節第 2 款の末尾に、第 431-8-1 条として次のように加える。

「第 431-8-1 条 刑事訴訟法典第 393 条から第 397-7 条までの規定<sup>(26)</sup>及び第 495-7 条から第 495-15-1 条までの規定<sup>(27)</sup>を、この款<sup>(28)</sup>に規定する軽罪<sup>(29)</sup>に適用する。」

5° 第 431-11 条 I<sup>(30)</sup>を次のように改める。

a) 第 1 項中、「第 431-10 条に規定する犯罪<sup>(31)</sup>の」を「この款<sup>(32)</sup>に規定する犯罪の」とする。

b) 2°を次のように再規定する。

「2° 第 131-32-1 条に規定する条件に従い、公道上のデモへの参加の禁止」

6° 同第 431-11 条 II<sup>(33)</sup>第 1 項中、「第 431-10 条に規定する犯罪<sup>(34)</sup>」を「この款<sup>(35)</sup>に規定する犯罪」とする。

7° 第 434-38 条の次に、第 434-38-1 条として次のように加える。

「第 434-38-1 条 公道上のデモへの参加を禁止する刑罰を宣告された者が、その禁止を守らずにデモに参加する場合には、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。」

## II. 国内安全法典 L 第 211-13 条を削除する<sup>(36)</sup>。

(23) 前掲注(20)参照。

(24) 人又は財産に対する破壊、毀損又は毀棄に関する犯罪を行い有罪である自然人に対して科され得る補充刑の種類を列挙する。

(25) 人又は財産に対する破壊、毀損又は毀棄に関する犯罪を規定する。

(26) 即時出頭 (comparution immédiate) を規定する。即時出頭とは、検察官が、被疑者につき十分な嫌疑があり判決に熟していると思料する場合において、被疑事実が 7 年以下の拘禁刑に当たるときには、裁判所に即時に事件を係属させることができるという手続。山口 前掲注(18), p.97.

(27) 有責認知に基づく出頭 (comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité) を規定する。有責認知に基づく出頭とは、被疑者が自己に対して非難されている事実及び自己の有責性を認める場合に法廷審理の手間を省くことを内容とする手続。ギリアン 前掲注(7), pp.94-95.

(28) 公道又は公の場所で行われ、公序侵害を引き起こすおそれがある集まり (atroupement) の規制とその罰則について定める。集まり (atroupement) は、非組織的で不穏なものを指し、騒擾 (そうじょう) とも訳される。山口 前掲注(18), p.45.

(29) フランスでは、犯罪につき、罪の重いものから順に、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) の三つの区分を行っている。この款では、具体的には、武器を携行し、集まり (atroupement) に参加することの禁止 (違反した場合は 3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金、刑法典第 431-5 条第 1 項)、武装した集まりへ加わるように行う直接的な扇動の禁止 (違反した場合は 1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金、刑法典第 431-6 条第 1 項) 等が規定される。

(30) 刑法典第 431-11 条が置かれる款 (第 4 編第 3 章第 1 節第 3 款。違法なデモ及びデモ又は集会への違法な参加に対する規制とその罰則について規定) に掲げられる犯罪に対する補充刑を定める条項。

(31) 前掲注(6)参照。

(32) 刑法典第 4 編第 3 章第 1 節第 3 款 (違法なデモ及びデモ又は集会への違法な参加に対する規制とその罰則について定める款)。

(33) 前掲注(32) (刑法典第 4 編第 3 章第 1 節第 3 款) において規定される犯罪に関して有罪を宣告した場合、必ず科すべき補充刑 (①許可の対象とされている武器の所有・携行の禁止、②武器の没収) を規定する。

(34) 前掲注(6)参照。

(35) 前掲注(32)参照。

(36) 公道上のデモへの参加を禁止するという補充刑等について規定していたが、今回、第 7 条によって新しい規定が整備されたため削除された。

## 第8条

刑事訴訟法典第138条<sup>(37)</sup>3°の次に、3°の2として次のように加える。

「3°の2 予審判事<sup>(38)</sup>又は勾留決定裁判官<sup>(39)</sup>が決定する場所において、公道上のデモに参加しないこと。」

## 第3節 民事上の責任

### 第9条

国内安全法典L第211-10条第1項の次に、次の1項を加える。

「国は、同様に、民法典<sup>(40)</sup>第3編第3章第2准章第1節<sup>(41)</sup>に規定する条件に従い、損害を与える所為を行う者に対して、求償の訴え<sup>(42)</sup>を起こすことができる。」

## 第4節 海外領土における適用

### 第10条

I. 刑法典L第711-1条を次のように改める。

「L第711-1条 この章に規定する適用の条件に従い、デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための2019年4月10日の法律第2019-290号によって改正されたこの法典第1編から第5編までは、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナ<sup>(43)</sup>に適用する。」

II. 刑事訴訟法典第804条第1項を次のように改める。

「次に掲げる規定<sup>(44)</sup>を除き、この章に規定する適用の条件に従い、デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための2019年4月10日の法律第2019-290号によって改正されたこの法典は、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナに適用する。」

III. 国内安全法典L第285-1条、L第286-1条及びL第287-1条の各第1項<sup>(45)</sup>において、「国

(37) 裁判所監督 (contrôle judiciaire) の措置を命令された者が遵守することを求められる行動上の制限事項について定める。裁判所監督とは、被疑者に対し、予審の必要に基づき、又は保安上の目的で、収監することなく往来と社会生活について一定の制限を科す措置である。山口 前掲注(18), p.127.

(38) Juge d'instruction. 予審の職務を行うために任命される大審裁判所の裁判官。ギリアン 前掲注(7), p.246.

(39) Juge des libertés et de la détention. 勾留を命じ又は延長する権限等を有する単独裁判官。ギリアン 同上

(40) Code civil. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070721>>

(41) 民事の分野に関する「契約外の責任」について定める。本稿では、民法典において livre を編、titre を章、sous-titre を准章、chapitre を節と訳した。ただし、各々を編、部、章、節と訳す例もある (山野嘉朗「フランス民事責任法改革と交通事故法改正」『損害保険研究』79巻1号, 2017.5, p.4.)。

(42) Action récursoire. 他人が負っていた債務を履行した者が、履行されたものの求償を認める判決を得るために、その者に対して行使する訴え。この場合、求償とは、弁済又は損害賠償をした者が、もともと支払を行うべき者に対して、支払った分の返還を求めることを指す。この条は、具体的には、国がデモの被害者に対して賠償をした場合、その賠償内容を加害者であるデモ参加者 (暴徒等) に対して国が裁判を通じて請求することができるということが想定されている。ギリアン 前掲注(7), p.16.

(43) ニューカレドニアは、特別共同体 (collectivité sui generis) であり、フランス憲法 (1958年制定) 第76条、第77条に過渡的地位に関する規定がある。フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナは、同憲法第74条で規定する海外地方公共団体 (collectivité d'outre-mer) である。

(44) 例外は、同条1°及び2°に掲げられる。

(45) 各々、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス・エ・フトゥナに対して適用される国内安全法典の条項を列挙する。

内安全及びテロとの闘いを強化する 2017 年 10 月 30 日の法律第 2017-1510 号<sup>(46)</sup>」を「デモにおける公の秩序の維持を強化し保障するための 2019 年 4 月 10 日の法律第 2019-290 号」とする。

IV . 国内安全法典 L.第 282-1 条及び L.第 284-1 条において、「L.第 211-13 条」を削る<sup>(47)</sup>。

この法律は、国の法律として施行する。

(みわ かずひろ)

---

(46) Loi n° 2017-1510 du 30 octobre 2017 renforçant la sécurité intérieure et la lutte contre le terrorisme. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000035932811](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000035932811)>

(47) 前掲注(36)参照。